

富里市被災者生活再建支援金支給要綱

(平成27年9月17日告示第149号)

改正 令和4年1月4日告示第1号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅が被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に対し、被災者の生活の再建を支援するため、富里市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。
- (2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 全壊 住宅全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表すとその住宅の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものをいう。
 - イ 半壊 損壊部分がその住宅の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表すとその住宅の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。
- (3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法に応じて交付する支援金をいう。

(支給の対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害（以下「対象自然災害」という。）とする。

(支給の対象者)

第4条 支援金の支給の対象者は、対象自然災害が発生した際に本市に居住していた被災世帯であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 全壊世帯 対象自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (2) 大規模半壊世帯 対象自然災害によりその居住する住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯をいう。
- (3) 半壊等解体世帯 対象自然災害により居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。
- (4) 中規模半壊世帯 対象自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯をいう。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、富里市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（被災世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できるもの）
- (2) 罹災証明書
- (3) 預金通帳の写し
- (4) 住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設し、購入し、補修し、又は賃借することが確認できる契約書等の写し
- (5) 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、対象自然災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては13か月を経過する日まで、住宅再建支援金にあつては37か月を経

過する日までに支援金の交付を申請しなければならない。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により延長が決定された場合は、支援金の申請期間を延長することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請が適正であると認めるときは、支援金の交付を決定し、富里市被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を却下することを決定したときは、富里市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、富里市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、富里市被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 申請者は、返還の請求があった場合、支援金を受領した日から返還までの日数に応じ、返還する額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支払わなければならない。

3 返還の請求があり、申請者がこれを納期までに支払わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

4 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年1月4日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年8月20日から適用する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金	
全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
半壊等解体世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
中規模半壊世帯	0円	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

備考

- 1 この表の被災世帯の区分のうち、2以上に該当するときの住宅被害支援金の支給額は、当該区分に基づき定める額のうち、最も高い金額とする。
- 2 この表の住宅再建支援金の区分のうち、2以上に該当するときの加算支援金の支給額は、当該区分に基づき定める額のうち、最も高い金額とする。
- 3 対象自然災害の発生時において、その属する者の数が1である世帯については、上記金額の4分の3の額とする。

災害名（市記入欄）

別記

第1号様式（第6条関係）

富里市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者氏名 _____ 印

申請回数〔支給番号〕	
初回	2回目 以降

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（単数・複数）

（1人の場合は単数世帯、2人以上の場合は複数世帯）

②世帯主の氏名

ふりがな	生年月日	性別
氏名	年 月 日	男 女

③被災した住宅の住所（被災住所）

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	□被災住所と同じ 〒
電話番号	()

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関名		支店名等				種別	口座番号				
						普通・当座・その他					
ゆうちょ銀行	記号					番号					
口座名義(カナ)											

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください(前回と同じ名義であれば記入不要です)。

4 申請額を記入してください

(1) 申請する住宅被害支援金について該当する金額を○で囲み、申請書を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100万円	75万円		
半壊等解体	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

(2) 申請する住宅再建支援金について該当する金額を○で囲み、申請書を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者除く</small>	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円		
	賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者除く</small>	25万円	18.75万円		

申請額(C-D):
万円

(注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

..... 市記入欄

市本人確認欄

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	契約書 の写し	その他

第2号様式（第7条関係）

富里市被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日に申請された富里市被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給決定します。

記

- 1 支給番号
- 2 支給金額 円
- 3 支給方法 口座振込支給（振込日 ）

第3号様式（第7条関係）

富里市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日に申請された富里市被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下します。

記

（理由）

第4号様式（第8条関係）

富里市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け 第 号で支給通知しました【災害名】に係る富里市被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）

第5号様式（第9条関係）

富里市被災者生活再建支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け 第 号で支給通知しました富里市被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- ①支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- ②返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。